

健感発 0317 第 1 号

令和 4 年 3 月 17 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

（ 公 印 省 略 ）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項

及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和 2 年 2 月 4 日付け健感発 0204 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等をお示ししているところです。

今般、唾液検体を用いた抗原定性検査が薬事承認されたことに伴い、届出通知における新型コロナウイルス感染症の発生届出について別紙のとおり改正することとしました。

当該改正の概要等については、下記のとおりですので、御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 改正概要

別記様式 6-1（発生届）について、次の改正を行うもの。

- ・ 「12 診断方法 抗原定性検査による病原体の抗原の検出」欄の検体に、唾液を追記した。

2 適用日

本日より適用する。

新旧対照表

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」

改正後

(別紙)
医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準
第1～7 (略)
別記様式1～5 (略)
別添様式6-1

現行

(別紙)
医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準
第1～7 (略)
別記様式1～5 (略)
別添様式6-1

別記様式6-1

新型コロナウイルス感染症 発生届

都道府県知事(保健所設置市長・特別区長) 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、以下のとおり届け出る。

届出の氏名
届出する病院・診療所の名称
上記病院・診療所の所在地(※)
電話番号(※)

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断(検査)した者(死体)の種類
2 当該者氏名(フリガナ)
3 性別
4 生年月日
5 診断時の年齢(歳は月齢)
6 当該者職業
7 当該者住所
8 当該者所在地
9 保護者氏名

11 発熱・咳・咽・咽以外の急性呼吸器症状
12 検体採取日
13 初診年月日
14 診断(検査)年月日
15 感染したと推定される年月日
16 発病年月日(※)
17 死亡年月日(※)

18 感染原因・感染経路・感染地域
19 その他
20 検体採取日
21 検体採取日
22 検体採取日
23 検体採取日
24 検体採取日
25 検体採取日
26 検体採取日
27 検体採取日
28 検体採取日
29 検体採取日
30 検体採取日

この届出は診断結果も併せて行う

(1) 3, 11, 12, 18欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13から17欄は年齢、生年月日を記入すること。

別記様式6-1

新型コロナウイルス感染症 発生届

都道府県知事(保健所設置市長・特別区長) 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、以下のとおり届け出る。

届出の氏名
届出する病院・診療所の名称
上記病院・診療所の所在地(※)
電話番号(※)

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断(検査)した者(死体)の種類
2 当該者氏名(フリガナ)
3 性別
4 生年月日
5 診断時の年齢(歳は月齢)
6 当該者職業
7 当該者住所
8 当該者所在地
9 保護者氏名

11 発熱・咳・咽・咽以外の急性呼吸器症状
12 検体採取日
13 初診年月日
14 診断(検査)年月日
15 感染したと推定される年月日
16 発病年月日(※)
17 死亡年月日(※)

この届出は診断結果も併せて行う

(1) 3, 11, 12, 18欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13から17欄は年齢、生年月日を記入すること。